

## 『論 説』

# ヤーコプ・グリムとフランクフルト 国民議会

堅 田 剛

## I 議員選出

三月革命の熱気がいまだ冷めやらぬ1848年5月下旬のこと、ヤーコプ・グリムの次のような文章が新聞各紙に掲載された。これは手紙の形式をとってはいるが、私信ではなく有権者にあてた公開の書簡である。このとき彼は64歳になっていた。

「昨日付の御通知、ただいま受け取りました。フランクフルト・アム・マイン議会議員選挙における第29ライ茵地方選挙区での私の選出を喜んでお受けすること、さっそく御報告いたします。選んでくださった皆様に私の心よりの感謝をお伝えください。私に示された名誉こそ頼りとするものであります。先日ボンではアルント氏を選出なさいましたので、有権者の御意向は存じておりますが、主要な点で私もアルント氏と同意見であることを付け加えておけば、私についての御疑念もなくなることでしょう。私は有力な国王のもとでの自由で单一な祖国ということに賛成ですし、共和主義的な要求のすべてに反対です。詳細は私の心と時間とが明らかにすることでしょう。若干の問題につき基本方針が必要だとしても、お知らせはフランクフルトで待つことにします。私は明朝ただちに出発いたします<sup>1)</sup>。」

---

1) "Der Wächter an der Ruhr" vom 27. Mai 1848. zit., Friedrich Meisenburg, Die Stadt Essen in den Revolutionsjahren 1848-49, in: Beiträge zur Gesch-

『ヤーコプ・グリムと政治』の著者ローラント・フェルトマンによれば、フランクフルト国民議会に向けたグリム選出の経緯はこうである。すなわち、この手紙に先立つ5月10日に、第29ライン＝プロイセン選挙区では愛国詩人として知られるエルнст・モーリツ・アルントが選出された。だがアルントは同時に別の選挙区においても選出されたので、彼と知名度において同格の新たな候補者が探し求められた。そこで白羽の矢を立てられたのが、ヤーコプ・グリムだったというわけである<sup>2)</sup>。

第29選挙区はライン川下流のエッセンを中心とする地域から構成されていたが、グリムがここに住んでいたわけではない。当時はアカデミー会員兼大学教授として、彼の住居はベルリンにあった。にもかかわらず、5月19日の再選挙で急遽選出され、グリムもこれを受けた。このような選挙であったにもかかわらず、先の手紙には驚きもためらいも認められない。グリムは当選を当然のこととして受けとめ、ただちにフランクフルトに赴くのである。

実をいえば、グリムはすでに無名の「政治家」ではなかった。彼は1846年と47年にはフランクフルトとリューベックでゲルマニステン大会を主宰し、48年三月革命時のいわゆる準備会議にも議員として参加していたからである。そのうえ37年に起きたゲッティンゲンの七教授事件の記憶は、中心人物たるヤーコプ・グリムの名とともに、人々の胸にいまだ強く残っていた。三月前期をとおしてグリムは自由と統一の象徴でありつづけた。

だがここでは48年の出来事にかぎって、彼の「政治活動」をみておきたい。ヤーコプ・グリムを囲む政治的状況とはいがなるものであったのか。

まさに革命のさなかのこと、混沌に秩序を創成すべく、ドイツ連邦議会は統一憲法案作成のために十七人委員会を構成した。委員は各領邦国家から出されたが、このなかにはプロイセン代表のダールマン、ヴュルテンベルク代表のウーラント、ハンザ諸都市代表のゲルヴィースなどがいた。この委員会の仕事

---

ichte von Stadt und Stift Essen, Heft 59, Essen, 1940, S. 219. vgl., Helge Bech, Jacob Grimm und die Frankfurter Nationalversammlung, in: Euphorion, Zeitschrift für Literaturgeschichte, Bd. 61, 1967, S. 352.; Roland Feldmann, Jacob Grimm und die Politik, Kassel, o. J., S. 237.

2) Bech, a. a. O., S. 351.; Feldmann, a. a. O., S. 237.

はまもなく準備議会に引き継がれ、十七人委員会の多くもそれに参加した。

ここに挙げた委員たちはみなグリムと密接な関係にある。たとえば文学者のウーラントは、ゲルマニステン大会においてグリムを議長に推薦した人物である。また政治学者のダールマンと歴史学者のゲルヴィースは、グリムとともにゲッティンゲンの七教授事件において中心的な役割を果たしていた。

準備議会が始まったのは3月31日のことであったが、グリムがこれに参加するにあたっては、彼らとの人間関係を抜きにして考えることはできない。この間の詳しい事情は明らかではないけれども、どうやらダールマンの個人的な勧めによるところが大きかったようである。

3月31日に開会した準備議会へのグリムの関わりについては、これに加えてハイデルベルク集会との関係もみておかねばならない。この集会は、十七人委員会と準備議会の前身として位置づけられる。これは3月5日に、革命をドイツの統一に結びつけるために、ハイデルベルクで開かれた集会である。この集会にも、議長役を務めた刑法学者のミッターマイアーのように、ゲルマニステン大会以来の同志がいた。ハイデルベルク集会の中心的な勢力であった南ドイツの自由主義者たちとの交流も、グリムを準備議会に接近させる要因となったにちがいない。

ハイデルベルク集会は別としても、十七人委員会にしても準備議会にしても、ここに集まった人々の多くは革命の直接の担い手ではなかった。フェルトマンによれば、「準備議会の多数派は革命の執行者ではなく、眞の伝統の守護者ないしは民族精神の声であることを自任していた」といわれる<sup>3)</sup>。それは確かだが、だからといって彼らは反革命的であったのでもない。むしろ革命の成果を憲法に盛り込むことによって、統一ドイツという新たな秩序を目指した人人であった。まさにグリムのいうように、彼らは君主制下の国家統一に賛成し共和制には反対したのである。

彼らの人脈は、ゲッティンゲンの七教授事件、ゲルマニステン大会、準備議会といった一連の政治的出来事のなかで培われてきたものだ。そしてこうした人脈の真ん中にグリムがいたことは、もっと注目されてよい。グリムはダール

---

3) Feldmann, a. a. O., S. 236.

マンほどには政治的でなかったけれども、グリムの素朴な政治性こそが、のちに述べるように、大きな政治的役割を果たすことになった。

準備議会はその名が示すとおり、統一を目指した本格的な国民議会の開催を準備するためのものであった。この議会は三月革命の最中にフランクフルトのパウロ教会で開かれ、同じ場所で本議会を構成するための選挙の実施を決議していったん解散した。そして5月に同じ場所でいわゆるフランクフルト国民議会が成立したわけであるが、結局は準備議会のほとんどの議員が本議会にも選出された。したがって選挙を挟んでいるものの、二つの議会は一体のものとして考えることができる。ともにパウロ教会を議場とした議会であったことが、この一体性を端的に示している。

さてフランクフルト国民議会の選挙に際しては、グリムは自分の住むベルリンの選挙区において、ほかならぬダールマンを推薦している。5月4日付のある新聞には、グリムによる次のような推薦の弁が載せられた。

「フランクフルト議会の選挙でダールマン氏はボンからは選出されないだろうとの確かな知らせを、私は歓迎いたします。ベルリンがこのような人物をフランクフルトに送り込む、という名誉を自分のものにすべく期待できるからです。<sup>4)</sup>」

グリムはこの呼びかけを、ベルリン第46選挙区の選挙人の資格でおこなった。プロイセンでは代議員を間接選挙で選ぶことになっていたからである。ボンではアルントが選出された。そこでグリムは、ベルリンからダールマンを選出しようとした。もっとも、アルントもダールマンもその他の複数の選挙区でも当選している。要するに、選挙とはいっても立候補制ではなく推薦制であったわけで、こうしたなかでヤーコプ・グリムもまた選ばれたのであった。

フランクフルト国民議会は、5月18日にパウロ教会で開催された。マイン河畔のフランクフルト市が選ばれたのは、ドイツのほぼ中央部に位置するという

4) Jacob Grimm, [Erklärung], "Spenerische Zeitung" vom 4. Mai 1848, in: Kleinere Schriften, Bd. 8, Hildesheim, 1966, S. 434. vgl., Feldmann, a. a. O., S. 236.

## ヤーコプ・グリムとフランクフルト国民議会

地理的理由ばかりではなく、神聖ローマ帝国の皇帝がここで代々戴冠式をおこなったという歴史的理由にもよる。もとよりそのような帝国はとうの昔になくなつてはいたが、依然としてここは統一ドイツの神聖な場所でありつづけた。パウロ教会は今もこの町の中心、レーマー広場に面して建っている。

議会が始まる日を描いた有名な絵によれば<sup>5)</sup>、白シャツの民兵と連邦軍が整列するなかを、燕尾服を着た議員たちが隊伍を組んでパウロ教会に入場していく。それを見物する大勢の市民たち。そして教会の入り口で彼らを迎える黒・赤・金の三色旗。ドイツの統一を表わす旗である。まさに革命の祭りの総仕上げにふさわしい舞台がつくられた。

しかしながらヤーコプ・グリムの姿は国民議会の開催日にはまだ見出すことができない。彼が選出されたのはその翌日だからで、ベルリンからフランクフルトに到着するのは、さらに数日後のことである。

「1848年5月24日、グリムは議員としてフランクフルト国民議会に加わった。彼はパウロ教会において、真ん中の列の演壇の真ん前の特別席に座った。<sup>6)</sup>」

あたかも真打ち登場ともいいうかのように、グリムは遅れて議場に入り、しかも真ん中の特別席に着席する。ドイツの中心、フランクフルトの中心、そしてパウロ教会の中心にグリムがいる。フランクフルト国民議会は、この瞬間ににおいて、自由と統一の象徴たるヤーコプ・グリムの議会であった。

もとより、彼だけの議会であったわけではない。ここには、ダールマン、ゲルヴィーヌス、アルプレヒトといった、ゲッティンゲンの同志もいるし、ウーラント、ミッターマイアー、ベーゼラー、そしてアルントのようなゲルマニステン大会の参加者もいた。彼らは個々の政治的立場はもちろん同じではなかっ

5) vgl., Christoph Stoll, Die Paulskirche und die erste Verfassung der Deutschen, Eine Annäherung an das erste deutsche Parlament in Wort und Bild, München, 1989, S. 2. これとほとんど同じ構図で、3月31日の準備議会の開会を描いた絵もある（J・ヴァンタドゥール）。こちらのほうが有名かもしれない。

6) Feldmann, a. a. O., S. 238. vgl., Bech, a. a. O., S. 353.

たけれども、その中心にはきまつてグリムの存在があった。やはりこの意味でも、国民議会はグリムの議会であった。

とはいえる、いかにして彼は議会の中心となりえたのか。それはグリムが政治の素人であったからにはかならない。彼の政治観を支えるものはといえば、「倫理的感情、法と正義に対する心情」だけであった<sup>7)</sup>。これはもとより彼の歴史観に裏打ちされてはいるが、そのゆえにむしろ保守的なものであり、革命よりは君主に味方するものであった。すでにみたように、グリムは君主制に賛成し共和制に反対すると言明していた。君主の存在に集約されるような民族的心情こそが、歴史法学派としての彼の政治的感覚であった。

それは他の多くの議員たちにとっても同様だったといえる。周知のように、フランクフルトの議会も憲法も君主なしではまとまらず、当の君主がこれを拒んだとき、ドイツ統一の夢はもろくも崩れ去ったからである。だが結論を急ぐ必要はない。グリムの議院活動を中心に、国民議会の様子についてしばらく検討してみよう。

## II 議院活動

フランクフルト国民議会は、たしかに革命議会にはちがいない。けれども活動家集団というよりは、まがりなりにも選挙の洗礼を受けた人々の集まりであることによって、国民議会は革命勢力と一定の距離を置くことにもなった。また選出された議員たちの思惑も、けっして一枚岩的なものではなかった。いまだ政党組織にはほど遠いとはいえ、議員たちはそれぞれの政治的理念にしたがっていくつかの会派を構成した。もっとも、会派の名称は政治的的理念ではなく、各々がたまり場とした旅館や喫茶店の名前で呼ばれている。

それは右から左にまでおよんでいるが、最大の勢力は中央右派のカジノ派であった。これは立憲君主主義の理念のもとにドイツの統一を志向するもので、この会派は高級官吏や裁判官や大学教授たちによって支えられていた。このカジノ派には、ゲッティンゲンの七教授のうちダールマン、アルプレヒト、ゲル

---

7) Feldmann, a. a. O., S. 238.

## ヤーコプ・グリムとフランクフルト国民議会

ヴィーナス、そしてヤーコプ・グリムの四人までが加わっているし、ゲルマニステン大会の同志たちの多くもこの会派に見出すことができる<sup>8)</sup>。

国民議会は、いわゆる政治的教授たちが中心的な役割を果たしたことから「教授議会」(Professorenparlament)とも呼ばれるけれど、これら政治的教授の多くはカジノ派に属していた。ゲルハルト・シルファートによれば、国民議会議員573人のうちカジノ派が119人、大学教授である議員49人のうちカジノ派が19人を占めている<sup>9)</sup>。もちろん同派の精神的中心にはグリムがいた。

前節では開会日の絵を紹介したが、ここではもう一枚の絵についても見ておこう。E・マイヤーの描くところによれば、おそらく議会の休憩時間の様子であろう、演壇の周りに多数の議員たちがたむろしている。傍聴席に何人もの婦人、それも妙齢の婦人が座っているのがおもしろい。議長が席から立ち上がって、今や再開のベルを打ち振ろうとしている。この絵が一種の記念写真のようなものであるせいか、議員たちは様々なポーズでくつろいでいるにもかかわらず、ほとんどの顔が正面に向いているために、彼らはいかにもばらばらにみえる。

- 
- 8) 国民議会の会派と勢力は概ね以下のとおり。議員の移動が激しく確定は困難。

最右派	カフェ・ミラニ…40人
中央右派系	カジノ…122人
	ランズベルク…40人
中央左派系	アウグスブルガー・ホーフ…42人
	ヴュルテンベルガー・ホーフ…48人
	ヴェストエントハレ…42人
左派	ニュルンベルガー・ホーフ…11人
	ドイチャー・ホーフ…45人
最左派	ドンネルスベルク…47人
無党派…	152人

会派の構成につき、ゲルハルト・シルファート『ドイツ三月革命の研究——民主的選挙権闘争の勝利と敗北——』上杉重二郎他訳、日本評論新社、1956年、p. 142 ff. ルドルフ・シュターデルマン『1848年ドイツ革命史』大内宏一訳、創文社、1978年、p. 164ff. Bech, a. a. O., S. 353.; Karl Biedermann, Erinnerungen aus der Paulskirche, Leipzig, 1849, S. 237.; W. Siemann, Frankfurter Nationalversammlung, S. 309ff. 他に、林健太郎『ドイツ革命史——1848・49年——』山川出版社、1990年、p. 73ff. 西村稔『知の社会史——近代ドイツの法学と知識社会——』木鐸社、1987年、p. 65注(28), p. 60.

- 9) 議員定数は649名であったが、会期中一度も満たされたことはなかった。シルファート、前掲書、p. 426. 林、前掲書、p. 67ff.

なかでも左下の一人の紳士は完全に左側を向いて、ひとりわ孤立して描かれている。これがヤーコプ・グリムである。絵の中のグリムはむづかしそうな顔をして、左手にメモをもち右手でその一か所を指している。これからなそうとする演説の草稿であるにちがいない<sup>10)</sup>。

フランクフルト国民議会において、ヤーコプ・グリムは四つの演説をおこなっている。これを日付順に示すならば、「議事規則について」（5月29日）、「シュレスヴィッヒ＝ホルシュタインについて」（6月9日）、「基本権について」（7月4日）、「貴族と勲章について」（8月1日）、ということになる。

このうち議事規則に関する演説は、とくに憲法委員会のあり方についての提言であった。グリムは次のように述べている。

「諸君！ 私がここに向けて出発したとき、自然がかつてないほどに輝いているのを見て、我々の統一と自由という膨らんだ蓄はすぐにでも開くだろう、と自然に思いました。必要なら私はすべての同志に呼びかけて、私になうこととをなすべく試みたことでしょう。ところがフランクフルトに着いてから見たのは、我々はそうした事案を古くさい外交的な仕方で長びかせている、ということでした。しばしば言われるごとく、外交官は我々のなしてきたことを台なしにするのです。我々が何ヵ月か集まても、大きな民族的緊張をもって一致するべく、何事かが起きるという見込みはありません。でも民族がせつに望み期待しているのは、主要案件についての早急な決定なのです。諸君！ 幸いにも、憲法委員会は次の議案を提出するためにはすでに設置されております。すなわち、憲法委員会はできるだけ速やかに報告をおこなって、我々はこの案件全体をただちに受け入れておしまいにする、という議案をです。<sup>11)</sup>」

グリムは憲法の制定を急いでいるようにみえるが、むしろこの演説の趣旨

---

10) vgl., Rainer Koch (hrsg.), Wersktatt Demokratie, 140 Jahre Paulskirchenverfassung, Kelkheim im Taunus, 1989, S. 50f.

11) Grimm, [Über Geschäftsordnung], in: Kleinere Schriften, Bd. 8, S. 437.

は、委員会ではなく全体会議において憲法論議をするべきだ、という点にあった。ここに引用した個所のすぐ前では、「憲法は始めから終わりまで、我々全員によって共同で審議されねばならない」と言明している。憲法委員会にはかつての十七人委員会の関係でダールマンも加わっていたけれど<sup>12)</sup>、グリムは彼ら「専門家」に任せることに懸念を抱いていた。憲法委員会の権限が拡大して国民議会そのものに取って代わることを、彼は強く危惧するのである。

なぜ専門委員会ではなくて全体会議なのか、その理由については想像するしかない。まさか、全体会議こそ上位の議決機関である、といった建前論を述べているのではないだろう。おそらくグリムは、憲法を政治にまみれさせたくないのだ。憲法制定議会のなかにわざわざ設置された憲法委員会には、当然ながら、代表的な論客たちが集まっていた。彼は外交官の例を持ち出しているけれども、要するに憲法を政治的駆け引きの道具にしたくはないのである。

もとより、憲法は政治であり全体会議も政争の場にほかならない、との見方もある。だがグリムは、国民議会とここで制定されるべき憲法とを、いずれも民族精神の顕現として理想化していたのではないだろうか。「統一と自由」(Einheit und Freiheit) の名において民族精神が臨在する場所、これこそがグリムにとっての議会と憲法であった。

憲法草案に対するグリムの立場については、あとでもう少し具体的に述べる。ここではその前に彼の民族観を検討してみたい。第二の演説は、シュレスヴィッヒ問題に関するものである。

「私のまちがいでなければ、1721年にフランスとイギリスのあいだで締結された対独保障とは、なにを意味するのであります。それは我々を拘束するものではありません。それはなんの力ももしませんが、しかし根本的問題ではあります。というのも、シュレスヴィッヒはつねにドイツとともにあります。つづけることを望むと宣言したからです。諸君！　ただいま簡潔にと命じられました。このたびは二つの異なった動議を提出することで満足しました。

12) 憲法委員会のメンバーは30人が予定されていたが、実際には常任委員23名、臨時委員15名の陣容であった。Jörg-Detlef Kühne, *Die Rechtsverfassung der Pauluskirche, Frankfurt am Main, 1985*, S. 545ff.

う。すなわちこうです。

- 1 対デンマーク戦争は、同国王がシェレスヴィッヒを割譲しえないとの我々の正当な要求を是認するまで継続されるよう、国民議会が決議すること。
  - 2 国民議会はけっして他民族の干渉を許さないと、はっきりと宣言すること。
- （満場プラヴァー！）<sup>13)</sup>」

グリムは民族主義者として、シェレスヴィッヒ地方の領土権を敢然と主張し、プロイセンとデンマークのあいだの戦争を支持した。もちろん戦争の続行は国民議会の意思であったわけで、グリム独りが突出してこれを述べたのではない。そのことは速記録に記された「プラヴァー」の文字がよく示している。けれども、こうした動議を彼が率先して提出した事実は、記憶しておくべきだろう。

しかもグリムの場合、戦争貫徹の動議は一時的な興奮に促されてのものではなく、確固とした信念にもとづいていた。それはいうなれば、プロイセンがドイツ統一の盟主となるためには、対デンマーク戦争を戦いぬくことが条件であるといった、きわめて政治的な判断を含むものであった。

もっとも彼の「政治的」信念も、現実政治によってあっけなく裏切られてしまう。というのも、イギリスとロシアの圧力もあって、プロイセン国王フリードリッヒ・ヴィルヘルム四世は、8月26日にマルメー条約を締結し、デンマークとのあいだに講和を図ったからである。この突然の停戦には国民議会も反発したが、とりわけヤーコプ・グリムは弟ヴィルヘルムへの手紙のなかで、国王の処置に対する憤懣をぶちまけている。そしてこの失敗によって、議会の中央派が左派にすりよる結果になることを懸念するのである<sup>14)</sup>。

13) Grimm, [Über Schleswig-Holstein], in: Kleinere Schriften, Bd. 8, S. 438.  
vgl., Feldmann, a. a. O., S. 245.

14) Jacob Grimm an Wilhelm Grimm, 3. September 1848, in: Wilhelm Schoof (hrsg.), Unbekannte Briefe der Brüder Grimm, Bonn, 1960, S. 385f.  
停戦条約に対しては、国民議会も9月16日に僅差で条件つき受諾を決議した。カジノ

## ヤーコプ・グリムとフランクフルト国民議会

しかしながら、休戦条約に対するこうした不満を裏返せば、革命の熱狂よりは戦争による民族的昂揚をもって国家の統一を願うという、国民議会の本音の部分があらわになる。しかもその統一なるものは、もっぱらプロイセンとその国王の動向にかかるものであった。たしかにこの時点で議会はプロイセン国王を批判したけれども、早晚この国王自身に跪き拒絶される運命になるだろう。ここにグリムのみならず国民議会そのものの限界があった。第一の演説で彼は外交官の駆け引きを非難したが、こうした国際的視野の欠如が国民議会には支配的であった。

グリムの第三の演説は憲法草案に直接関わるものだが、それについて紹介する前に第四の演説に触れておきたい。これは貴族制度に言及しており、彼の法律観を知るうえでいくつかの問題を含んでいる。

彼は貴族制度と勲章について、それぞれ以下に掲げるような動議を提出した。

「貴族に関して私はこう提案いたします。

『貴族と市民と農民のあいだのあらゆる法的差別は廃止される。貴族への取り立ても、下級貴族から上級貴族への取り立てもおこなわれない。』」

「勲章に関しては私の発案を若干修正して、その認可につき次のようにしたいと思います。

- 1 文民階級のための勲章は、すべて廃止する。
- 2 軍人は戦場で獲得した勲章を保持する。
- 3 兵士に対しては新生ドイツの勲章が設けられるが、これは軍事法廷が授ける。またこれは一つの等級しかもたず、最上級の者にも最下級の者にも適用される。
- 4 外国の勲章は文民にも軍人にも佩用を認めない。

---

派においても意見が分かれ、たとえばダールマンは停戦を非難しベーゼラーはこれを受け入れた。

vgl., Feldmann, a. a. O., S. 246, 245.; Georg Beseler, Erlebtes und Erstrebtes, S. 67.

以上が私の提案であります。（中央席と左翼席からプラヴォー）<sup>15)</sup>」

グリムは、貴族制度は廃止するが勲章制度は維持するという。国民議会がまだなりにも革命の所産である以上、法の下の平等は最低限の合意事項であった。たしかに彼は、貴族と市民と農民のあいだの法的差別を認めてはいない。だがその一方で、差別の象徴としての勲章を彼は必ずしも否定しないのである。

もちろん二つの制度を矛盾なく説明することはできる。というのも、グリムの提案する新しい勲章とは軍人だけを対象とするもので、將軍も兵卒も同じ勲章を着けることになるからだ。だがせっかく身分的差異を廃したところに、どうして軍人階級という新たな差異を設けようとするのだろうか。軍人はおしなべて光り輝くものが好きで、これさえ与えれば国家のために生命を捧げてくれるとしても、グリムがそれほど皮肉な人物であったとも思えない。

歴史上軍隊を敵にまわして成功した革命はないが、軍人の特権を容認する提案は、あるいは政治的妥協に由来するものだったのだろうか。おそらくそうではあるまい。先に掲げた第二の演説とのつながりからすれば、彼は素朴に軍隊と戦争の効用を信じ、対外的緊張によって、かえって国内の統一と自由が確保されると考えていたにちがいないのである。しかしこれもグリムだけの考えではない。国民議会の右派は新勲章制度に不満だったろうが、中央派も左派も彼の提案にこぞって賛成したのであるから。

基本権に関わる憲法草案は身分的特権の廃止を謳っており、貴族制度の廃止というグリムの提案はこれに則したものであった。しかしながら国民議会において、彼の案はむしろ過激にすぎるとしてしりぞけられた。たとえば同じカジノ派のベーゼラーなども、貴族の特権の廃止には賛成したが、グリムのように貴族制度そのものの廃止までには踏み込めなかつた<sup>16)</sup>。革命議会でありながら、議会の大勢は貴族に対して意外に寛容であった。

15) Grimm, [Über Adel und Orden], in: Kleinere Schriften, Bd. 8, S. 443. vgl., Heinrich Scholler (hrsg.), Die Grundrechtsdiskussion in der Paulskirche, Eine Dokumentation, 2. Aufl., Darmstadt, 1982, S. 255.

16) 笹倉秀夫『近代ドイツの国家と法学』東京大学出版会, 1979年, p. 162.

それはともかく、第二の演説と第四の演説に対する反応からも推測できるように、戦争の続行を歓迎し軍人の特権を容認する国民議会によって、新しい憲法草案が審議されたのである。そしてここでも、中心的な役割を果たしたのはヤーコプ・グリムであった。

### III 憲法制定

ドイツの憲法についてヤーコプ・グリムがどのように考えていたかは、きわめて興味深い問題である。ここにいう憲法とは、たとえばハノーファー憲法のような領邦国家のそれではなく、統一ドイツの憲法のことだ。彼は早くも1814年の時点で、在るべきドイツ憲法の構想を示していた。これはこの年の聖靈降臨祭の5月下旬ころ、師のサヴィニーあてに書かれた手紙のなかに現われる。念のためにいえば、神聖ローマ帝国が名実とともに解体したあと、ウィーン會議が開かれる直前、歴史法学派の旗揚げには少し間のある時期の構想である。

グリムはサヴィニーへの手紙のなかで、以下の4点にわたって在るべき憲法の内容を提言している。要点のみを挙げれば、①ドイツ皇帝の尊厳は維持されねばならない、②個々のドイツ人は手厚く保護されねばならない、③君主を失った領邦の分配は、分配される国民の要求にしたがってなされねばならない、④あらゆる措置は漸次にしかも公開して、したがって誰もが参画できるようにして、考慮されるべきである、という提言である<sup>17)</sup>。

これをもう少し敷延してみよう。彼のいうには、皇帝の聖なる力こそドイツを統合する最善の手段である。これは時代と習俗によって支えられているがゆえに、領邦国家の君主たちに君臨しうる唯一の権力なのである。とうの昔に名目的な存在と化し、ついにナポレオンによって引導を渡されたはずのドイツ皇帝を、グリムは国家統一のための不可欠な要件だという。長い歴史が培ってきた皇帝の尊厳性に、彼は統一の夢を託すのである。

---

17) Jacob Grimm an Savigny, Paris am ersten Pfingsttag 1814, in: Schoof (hrsg.), Briefe der Brüder Grimm an Savigny, Berlin, 1953, S. 164f. vgl. Feldmann, a. a. O., S. 150.

これだけをみて、グリムを復古主義者と片づけるのは簡単だ。けれども、それと同時に国民の利益について言及されている点も見のがしてはなるまい。彼は言語や学問や家族の個別性と自由は国民個々人に依拠するとしたうえで、領邦国家の分配をはじめとするあらゆる政治的措置に対して、国民の意思の尊重ないし国民の参画を要求している。これはすなわち、言葉の本来の意味で国民議会の開催を要求する立場にほかならない。

グリムの提案は、まさしく立憲君主国家を目指すものであった。これはいうまでもなく、皇帝と議会の存在を前提とする。この立場からは、復古的な王制とともに急進的な共和制も排除されるであろう。そしてこの1814年の見解は、48年にいたるまで保たれることとなる。

この手紙の発信地はパリである。なぜグリムがパリにいたかといえば、解放戦争の戦後処理のためにいた。ナポレオンが接収した美術品の返還を交渉すべく、彼はヘッセン選帝侯に依頼されてフランスに派遣されていたのである。そしてこの年の秋には、ヘッセンの公使随員としてウィーン会議に赴いている。つまりここに挙げた憲法案は、国際政治の渦中での一外交官としての提言なのだ。

もっとも、現実の国際政治にあってはヘッセンなどの小国の利害は問題とされず、グリムも大国間の駆け引きに翻弄されるばかりであった。ことをドイツ問題にかぎっても、ナポレオンが君主を放逐した群小の領邦国家は、戦後はもっぱらオーストリアとプロイセンによって分配されてしまい、そこに当該国家の国民の意思が反映することなどは許されなかった。彼の恐れた大国による小国の割譲や交換こそ、ウィーン会議の真の議題だったのである。

ウィーン会議の結果、たしかにドイツ連邦という領邦君主間の連絡会議のようなものはできたが、これはグリムの理想とした統一の形態にはほど遠いものであった。ここでは三月前期の憲法問題については述べないけれど、ウィーンで味わった失望がフランクフルトでの例の発言につながったとしても、さほど無理な解釈ではあるまい。すなわち、外交官は問題を台なしにするというものであるが、これはまさに彼自身の苦い経験に由来するものであった。

48年の段階でこの失敗をくりかえさないためには、統一憲法の論議は大国の

思惑や専門的政治家から国民の手に取り戻さねばならない。国民議会とはそのための場所なのである。ウィーン会議のように、連夜の舞踏会に隠れた密室政治であってはならないのだ。

しかしながらグリムが「国民」というとき、これは「民族」のことである。国民議会における第三の演説「基本権について」は、まさにこの観点からの修正動議であった。グリムの動議は、基本権に関わる憲法委員会草案の第一条を修正せよとする。この意味で、それは統一ドイツの憲法および国家体制そのものの根底にも関わるものであった。

「諸君！ 私の誇りとする条項のために若干の言葉を提案せねばなりません。我が友人たちについていえば、我々の将来の基本権のための委員会草案においては、フランスの決まり文句である『自由、平等、友愛』の模倣が足りなかったようあります。人間というものは、最近になって気づかれたようですが、平等ではありません。人間は基本権の意味においてはけっして兄弟ではありません。むしろ兄弟愛としての友愛は——このほうが良い翻訳でしょうが——宗教的ないしは倫理的な概念なのであって、こちらはすでに聖書に記されています。とはいえるの概念は神聖かつ重要なものでありまして、これを我々の基本権の冒頭に据えることが私にはどうしても必要なことと思われます。<sup>18)</sup>」

自由・平等・友愛とは、いうまでもなくフランス革命に由来する近代民主国家の basic concept である。このほとんど疑われることのない三位一体に、グリムはあえて批判の目を向ける。彼の批判は簡単だが鋭い。

まず「平等」の理念についていえば、人間はそもそも平等ではないとグリムは断言する。これは事実として平等でないということに止まらず、当為としての法的平等にも疑問を呈していることにほかならない。前に紹介したが、彼は貴族制度に関する第四の演説で、貴族と市民と農民のあいだの法的差別を廃せよと主張している。だがそのすぐあとで軍人の特権を容認したように、彼にと

---

18) Grimm, [Über Grundrechte], in: Kleinere Schriften, Bd. 8, S. 438f.

って平等とはけっして万能の理念ではないのである。

「友愛」の理念についても、これは宗教もしくは道徳上の概念であって、法的な概念ではないということになる。神を愛するごとく隣人を愛せよなどということは、法が命すべきことがらではないのだ。

このように二つの理念を批判したうえで、しかし「自由」の理念は人権宣言の冒頭に置かれるべきだとする。この提案の検討はあとまわしにするが、ここでフランス革命の理念たる三位一体に大きな亀裂が生じている点に注目したい。少なくともグリムにとって、自由は法的的理念であるが、平等と友愛はそうではない。平等と友愛が民主主義の根本的価値であるとしても、そもそも民主主義と自由主義は一つの憲法において共存することが可能なのだろうか。彼は職業的政治家ではないから、どちらも大切だなどとはいわない。憲法が国家体制にほかならない以上、いずれかの選択をせよというのが彼の問題提起であった。

憲法委員会の草案第1条は、「すべてのドイツ人はドイツ一般市民権を有する……」というものであった<sup>19)</sup>。だがドイツ人とはだれか。国家や国民の定義づけを棚上げにしたままで、観念としての「ドイツ人」に市民権を付与することなどできるわけがない。これに比べれば、グリムの修正案のほうがはるかにましである。以下にみるように、彼の提案は民族的伝統に立ったものではあったが、人権の前にまず「自由」の理念から国家と国民の性格規定をおこなおうとするものであった。

「ゆえに草案の第1条を第2条として、そこに次の内容の第1条を挿入することを提案いたします。

『すべてのドイツ国民は自由である。ドイツの国土はいかなる奴隸状態も容認しない。ここに留まる外国の非自由民をドイツの国土は自由にする。』  
ゆえに私は、自由の権利からさらに自由の効力を引き出します。そうでなけ

19) 基本権第1条をめぐっての、憲法委員会草案・第一読会案・第二読会案とグリムの修正案につき、Ludwig Denecke (hrsg.), Jacob Grimm, Antrag zur Beratung über die Grundrechte des deutschen Volkes in der Nationalversammlung zu Frankfurt am Main 1848, o. O., o. J.

れば空気は不自由にするのであって、ドイツの空気は自由にするものであるはずだからです。以上述べたことで、議案の趣旨を説明するには充分だと思われます。（多くの席からプラヴォー）<sup>20)</sup>」

ドイツの空気は自由にする (*Deutsche Luft macht frei.*) というこの提案は、有名な法諺「都市の空気は自由にする」 (*Stadtluft macht frei.*) を明らかに踏まえている。すなわち中世ヨーロッパにおいては、農民が自治権を認められた自由都市に逃げ込んで 1 年と 1 日滞在した場合には、この農民は土地と領主から解放されて自由な身分を獲得することができた。都市は一種の非難所（アジール）として、農村の法を無効にする自立した法共同体だったからである。なお都市の自由についてこの法諺を定式化したのは、ほかならぬグリム自身であったことも付け加えておこう<sup>21)</sup>。

こうしたゲルマン的自由の理念を、グリムは近代的国民国家における文字どおりの基本的権利として再構成しようとする。かつて都市が自由であったように、今度は国家が自由な場所とならねばならない。彼は国家そのものを巨大な非難所と考える。

基本権についての演説の一月後になされた貴族をめぐる演説においても、グリムは自由を民族にとって至高のものと位置づけている。「ドイツの歴史があるかぎり、自由は我々の中心でした。自由はずっと以前から我々のすべての権利の根拠であったのです。」 彼はこのように述べて、自由と不自由、貴族と奴

20) Grimm, a. a. O., S. 439. vgl., Feldmann, a. a. O., S. 240.; Karl Otmar Freiherr von Aretin, Die Brüder Grimm und die Politik ihrer Zeit, in: Jacob und Wilhelm Grimm, Vorträge und Ansprachen in den Veranstaltungen der Akademie der Wissenschaften und der Georg-August-Universität in Göttingen anlässlich der 200. Wiederkehr ihrer Geburtstage, am 24., 26. und 28. Juni 1985 in der Aula der Georg-August-Universität Göttingen, Göttingen, 1986, S. 64.; Veit Valentin, Die erste deutsche Nationalversammlung, Eine geschichtliche Studie über die Frankfurter Paulskirche, München, 1919, S. 100.

21) Grimm, Deutsche Rechtsaltertümer Bd. 1, Nachdruck, Darmstadt, 1983, S. 466. 西本穎「市風自由の原則」『法学論叢』33巻4号, 1935年, p. 580ff. 林毅『西洋中世都市の自由と自治』敬文堂, 1986年, p. 46注(8).

隸を対極に置き、奴隸状態がなくなった以上、貴族制度も必要ないと説く<sup>22)</sup>。グリムの場合、貴族廃止論は必ずしも平等思想に基づくものではなくて、自由の扱い手が貴族から平民に移ったことの反映にほかならないのだ。

グリムは民族主義者である。とはいえたる民族概念はあくまでも文化的なものであって、もとより人種的なものではないし、実は政治的なものでさえない。2年前のゲルマニステン大会においてグリムは民族概念を規定して、「民族とは同一の言語を話す人々の総体である」と述べたことがあるが<sup>23)</sup>、この立場は国民議会においても保持されている。領土を守るために戦争をも辞さない、という側面はたしかにあるけれど、しかし彼の民族主義はけっして排外主義に堕すことなく、むしろ外国人を国土に積極的に受け入れることを前提としている。

『最初のドイツ国民議会』の著者ファレンティンは、パウロ教会における討議のうち最も重要なものとして自由の問題を挙げている。そしてグリムの議論は、自由性とドイツ性の矛盾をはらんでいたと批判する<sup>24)</sup>。だが彼の否定的評価にもかかわらず、グリムの場合、自由主義と民族主義とは文化的伝統として矛盾なく結びついている。彼の民族主義は開かれた民族主義であったからだ。

しかしながら、多くの賛同を得たにもかかわらず、この修正動議は、397票中、205対192で否決された<sup>25)</sup>。そしてグリムの動議に代わって、憲法委員会の草案がわずかな手直しを施したうえで可決された。これは同じ“Volk”という言葉を用いながら、「民族」よりは「国民」、文化的伝統よりは政治的現実を踏まえたものであった。

ドイツ国民の基本権第1条は、結局次の文言に落ち着いた。これは当初の憲法委員会案ではなく、第二読会案を若干修正したものである。ここにはすでに革命の匂いはない。ドイツ国民は帝国市民として再編成された。革命は帝国を

22) Grimm, [Über Adel und Orden], S. 439. vgl., Feldmann, a. a. O., S. 241.

23) Grimm, Über die wechselseitigen Beziehungen und die Verbindung der drei in der Versammlung vertretenen Wissenschaften, in: Kleinere Schriften, Bd. 7, 1966 S. 557.

24) Valentin, a. a. O., S. 99f. vgl., Feldmann, a. a. O., S. 39.

25) Denecke, a. a. O.

蘇らせたのだ。

「ドイツ国民はドイツ帝国を構成する諸国に属する人々よりなる。すべてのドイツ人は帝国市民権を有する。これによる権利はドイツのすべての領邦において行使することができる。ドイツ帝国議会の選挙に関する権利は、帝国選挙法がこれを定める。<sup>26)</sup>」

フランス革命時の人権宣言にならって「ドイツ国民の基本権」と銘打たれた条文は、全14章60条からなるが、これはいわゆるフランクフルト憲法の第6部として、最終的には第130条から第139条までを構成することとなった。草案段階での基本権第1条の直前には、「ドイツ国民は以下の基本権を有する」で始まる総論的条文が付け加えられた。しかしながら、ドイツの空気は自由にする、という趣旨のグリムの案にくらべれば、いかにも無味乾燥な条文であることは否めない。

#### IV 議員辞職

ヤーコプ・グリムの自由主義は、フランス的なものではなく、ドイツの歴史に由来するものであった。彼は「自由」を「平等」と「友愛」から切り離し、こうして自由主義と民主主義のあいだにあえて亀裂をもたらした。国民議会ではフランス流の民主主義者が多数を占めていたわけではないが、かといって自由主義についてグリムのように確固とした信念を有する議員も多くはなかった。だとすれば議会そのものが革命の所産である以上、流れとしては民主主義に傾くのが必然である。こうしたなかで、グリムの立場は当然ながら微妙なものになっていく。

自由を国是とすべしという憲法修正案が否決されたとき、国民議会と統一憲法に対するグリムの幻想は崩れ去った。彼におけるもう一つの理念であった君主主義も、国民議会の構想とは必らずしも相いれなかった。フランクフルト憲

---

26) ebd.

法はプロイセン国王を世襲のドイツ皇帝に戴くことで、たしかに立憲君主主義を標榜している。けれども、ここにいう立憲君主制は憲法を国王との政治的取り引きに用いた結果にすぎないのであって、文化的存在としての皇帝によってはじめて統一が可能になるという、グリムの歴史認識とはまったく異なるものであった。

国民議会の要請にもかかわらず、当のフリードリッヒ・ヴィルヘルム四世はドイツ皇帝への即位を拒絶した。それはもとよりオーストリアの反発を恐れてのことではあったが、と同時に国民議会の傀儡となることを嫌ったからでもあった。とはいえ、オーストリアを排除したうえでのプロイセンによるドイツ統一、すなわち小ドイツ主義の戦略は、これ以降国民議会の手を離れてプロイセン政府のものとなる。小ドイツ主義による国家統一はフリードリッヒ・ヴィルヘルムの代には夢でしかなかったけれども、やがてビスマルクによって実現されるはずである。

革命勢力が国王に膝を屈し、革命の成果がそっくり国王に奪われてしまったとき、すでに国民議会の役割は終わった。議会の真ん中に席を与えられたグリムの議員辞職は、実質的にはこの議会の崩壊を宣言するものであった。

1848年の9月中旬、国民議会の冬の会期を前にして、グリムは休暇をとりフランクフルトを離れた。そしてベルリンから次のような議員辞職願いを提出した。

「私としましては、コレラに罹った身内と4ヵ月ぶりの再会をしないわけにはまいりません。まだ危険が去ったわけではないにせよ、ありがたいことにそれは弱まったようです。この際私自身の状態についても真摯に考えてみたのですが、私は健康の衰えを自覚しております、はたしてパウロ教会での冬の会期に耐えられるものか疑わしいのです。そこで心苦しいかぎりですが、国民議会を辞する決心をいたしまして、さきほど選挙区にも打ち明けたところです。NV〔国民議会〕が崇高なる使命を成功裏に果たされることを、私は誰よりも切望しております。<sup>27)</sup>」

---

27) zit., Schoof, Unbekannte Briefe der Brüder Grimm, S.390f.; Bech, a. a.O., S. 359.

辞職の表向きの理由は健康面での不安である。だがいつの場合でも、この種の文面をそのまま信用するわけにはいかない。たしかにこのころ弟のヴィルヘルムの家族がコレラに罹り、ヤーコプ自身も胸の不調を訴えてはいた。そしてヤーコプは実際に休暇を取って弟たちを訪問したのだが、これは見舞いのためというよりは議会と訣別するための旅行にほかならなかった。それが証拠にこの旅の直前にヴィルヘルムに書いた手紙において、ヤーコプは議員辞職の本当の理由を述べている。

それによれば、「あまりにも居心地が悪く、多くの人々のなかで孤立している」ことが、議員の辞職を決意した本当の理由であった<sup>28)</sup>。グリムは孤立していたというのだ。そう彼が感じるにいたったのは、直接には憲法案修正の動議が否決されたことによる。彼の自由主義は民主主義に敗れたのだ。前に国民議会の休憩時間の風景を描いた絵を紹介したが、そこにみられるグリムも心なしか孤立しているようであった。彼がそのとき手にもっていた草稿は、あるいは憲法修正の動議案であったのかもしれない。だが考えてみれば、国民議会におけるグリムの孤立はそのときはじめて生じたのではない。すでに述べたように、彼の議席は議長席の真ん前、最前列の真ん中に置かれていた。これはこのうえない名誉の席であったはずだが、しかしそれは隣り合う席もなく、ただぽつんと寂しく置かれていた。グリムは自由の象徴として議会に招かれたけれど、それはもう単なる飾りにすぎなかったのかもしれない。

象徴という点では、グリムの議席は皇帝の玉座にも似ている。フランクフルト憲法が想定したドイツ皇帝とは、まさに統一の象徴にほかならなかったからだ。グリムが議席を捨てたように、フリードリッヒ・ヴィルヘルムも皇帝位を拒んだ。議会の中心と憲法の中心をともに失えば、憲法制定国民議会としては崩壊するしかあるまい。もちろん、グリムが去ってからも議会はしばらくつづいたけれども、結局こうした運命を免ることはできなかったのである。

三月前期の政治的局面に深く関わるながらも、グリムは政治的にはまったくの素人であった。だが彼を含めてこの時代の先頭に立ったのが政治的教授たち

28) Jacob Grimm an Wilhelm, am 17. September 1847, in: Schoof, a. a. O., S. 390. vgl., Feldmann, a. a. O., S. 247.; Bech, a. a. O., S. 360.

であったとすれば、教授議会と呼ばれた国民議会そのものが、多くは素人の集まりであったともいえる。素人はしょせん玄人の敵ではない。フランクフルト国民議会の解体をもって、素人が政治に携わる時代は終わった。小ドイツ主義によるドイツの統一、ドイツ帝国の再建という国民議会の理念は、いずれビスマルクのような政治の玄人にそっくり奪われてしまうだろう。

革命という名の祭りが終わると、グリムは静かな学究の生活に戻った。彼の公式の議員生活は、当選証書が発行された5月22日から辞職届けが提出された10月2日までの、5か月半ほどの短かい期間にすぎなかった。

ところでここにもう一人、三月革命を機に政治的生活から引退した学究がいる。グリムの師サヴィニーである。サヴィニーはフリードリッヒ・ヴィルヘルムが皇太子であった時分からの側近であり、皇太子が国王になってからは立法改訂大臣として実質的にはプロイセンの宰相役を務めていた。ベルリンで革命が勃発したとき、プロイセン国民議会の開催を約束する勅書を代読したのもサヴィニーであった<sup>29)</sup>。

メーリングは3月18日のベルリンでの出来事を生き生きと描いている。すなわち、サヴィニーが城の正門に立って勅令を読み上げ、王は諸君が要求した以上のことを承認したと述べたところ、押し寄せた群衆のなかから、「この老いぼれめ。お前なんか何もわかっていないのだ。何ひとつ承認されてはいないではないか」との罵倒の言葉が投げつけられた<sup>30)</sup>。

共和主義者エドゥアルト・ガンスとの対立に嫌気がさしてベルリン大学の教授職から身を引いた彼は、今や反動の象徴として政界からも追われることになった。そして彼の愛弟子ヤーコブ・グリムは、これまで述べてきたように、革命勢力の中心として祭り上げられていた。バリケードを挟んでの対決というほどに劇的ではないものの、師弟の政治的立場はベルリンとフランクフルトのそれぞれの中心に位置づけられていたのである。

29) 河上倫逸『ドイツ市民思想と法理論——歴史法学とその時代——』創文社、1978年、p. 519.

30) Franz Mehring, Geschichte der deutschen Sozialdemokratie, 1. Teil, in: Gesammelte Schriften, Bd. 1, Berlin, 1960, S. 356. メーリング『ドイツ社会民主主義史』(上), 足利末男他訳, ミネルヴァ書房, 1968年, p. 285.

## ヤーコプ・グリムとフランクフルト国民議会

グリムがまだ議員であった7月に時間を戻すが、ある日サヴィニーはベルリンのグリム家を訪れて、帰りがけにヴィルヘルムの妻にヤーコプの政治的立場に関して質問した。次に示すのは、これをあとで聞いたヴィルヘルムがサヴィニーに書いた手紙である。ヤーコプ・グリムとサヴィニーの微妙な関係を示唆するものとして、なかなかに興味深い。

「サヴィニー先生、先日お別れした際、ドルトヒエンの申すには、いったいヤーコプは本当に共和派なのか、フランクフルト議会ではどちら側に座っているのか、とお尋ねになったそうですね。……ヤーコプはパウロ教会では最初から中央右派の前列に座っていますし、それを変えることなく維持しています。彼がそこから発言した言葉は、彼のすべての投票と同様に、立派な心情の証明となっています。<sup>31)</sup>」

ヤーコプが当初より共和主義に反対していたこと、議会では中央右派のカジノ派に属していたこと、彼の議席は演壇の真ん前に置かれていたこと、これらについてはすでに述べた。だがサヴィニーが聞きたかったのは、にもかかわらず彼が共和主義者になってしまったのでは、という点であった。というのも、当時ベルリンに怪文書が出まわって、共和派を中心とする一部の議員とメッテルニヒが結託して国民議会に反乱を起こす計画がある、との情報が流れたからである。そしてこの計画にヤーコプ・グリムの名前が悪用されたのである。

当時の政治情勢は複雑で、しかも当該文書の性格からして真相は明らかでないけれど、国民議会がプロイセンを軸に統一を実現しようとする小ドイツ主義に傾いていったとき、これに危機感を抱いた共和主義者と大ドイツ主義のオーストリアが結びついて、国民議会を揺さぶるというのもありえない話ではない。

プロイセンの政府高官にして国王の懐刀であるサヴィニーが関心をもったのは、これに弟子のグリムが絡んでいるかどうかであった。革命の帰趨によって

---

31) Wilhelm Grimm an Savigny, 14. 7. 1848, in: Schoof, Briefe der Brüder Grimm an Savigny, S. 411.

は、フリードリッヒ・ヴィルヘルムがドイツ皇帝に即位するかもしれない時期のことである。サヴィニーにとってほとんど身内にひとしいグリムが国民議会の議員であるばかりか、共和派にくみしたともなれば、彼の立場はいっそう苦しくなるにちがいない。

共和主義者といえば、サヴィニーには苦い思い出があった。ヘーゲル哲学の後継者ガンスは、彼の歴史法学にとって、自他ともに認める最大の論敵であった。彼は青年時代にサン・シモン的社会主义の影響を受け、大学教授になってからは学生マルクスに影響を与えた。グリム兄弟がゲッティンゲンの七教授事件に連座して大学を追われたとき、ベルリンで救援運動を組織したのもガンスであった。

ガンスは早世して三月革命のときにはすでに亡くなっていたけれども、この共和主義者の印象はサヴィニーには強烈なものであった。サヴィニーがグリムは共和派かと聞いたのは、この思い出が蘇ったからにちがいない。かつてフランスで七月革命が起きたときヘーゲルがガンスの動向に敏感になったように、三月革命にあってはサヴィニーがグリムの政治的行動を警戒したのである。だがこれは杞憂にすぎなかつたようだ。フランクフルト国民議会の挫折をもって政治的教授の時代は終わり、こののちは左右を問わず職業的政治家が変革の担い手となっていく。革命議会の真ん中に議席を与えられたヤーコブ・グリムはここで孤立し、以後は政治からまったく身をひいた。グリムはガンスのような共和主義者にはなりえなかつた。グリムはサヴィニー以上に歴史主義的であり、ガンス以上に民族主義的であったからである。